

鳥取県傷病鳥獣等通報システム構築業務の制限付一般競争入札への質問と回答

番号	質問	回答
1	<p>業務仕様書「3 業務内容」</p> <p>9/30 開札後に契約締結するまでの見込日数と必要な手続きを教えてください。</p> <p>また、2025年1月15日から業務完了期間を延長することは可能でしょうか</p>	<p>契約締結までの期間は2週間程度を予定しており、契約書（電子又は紙）を作成させていただき契約締結させていただきます。</p> <p>また、現在、業務完了期間の延長は考えていません。</p>
2	<p>業務仕様書7(3)アの「(ア) 鳥取県クラウドサーバに係るネットワーク構成図（イメージ図）」</p> <p>鳥取県庁および接続機関において、専用端末が「受注者整備範囲」となっていますが、本業務では「データセンターのシステム用サーバおよびその上で動作するシステム」のみが「受注者整備範囲」であり、「専用端末および端末ネットワークの整備」は業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
3	<p>業務仕様書7(3)の「ウ ネットワーク」</p> <p>「本システムは仮想デスクトップ環境を経由した利用を想定」とありますが、これは職員PCがインターネットに直接できず、職員PCからインターネット接続用の仮想デスクトップに接続し、その中からインターネットに接続して本システムを利用するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、仮想デスクトップの仕様についても教えてください。</p>	<p>仮想デスクトップ環境を経由した利用は想定しないこととし、7(3)ウを「本システムは仮想デスクトップ環境を経由した利用となるため、仮想デスクトップ環境からの利用を想定した動作確認を行うこと。」から「一般的なWEBブラウザ（Microsoft Edge、FireFox、Chrome）で利用可能なこと。」に修正します。</p>
4	<p>業務仕様書7(5)の「ア 機密性の確保」</p> <p>「速やかに最新のパッチなどをあてるなど、適切な対策を講じること」とありますが、これは業務期間内での対応を示し、それ以降の期間においては別途保守契約内で行う理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>

5	<p>業務仕様書7の「(6) ドメインの取り扱い」</p> <p>ドメインの取り扱いについて「情報発信を終了する場合は事前告知、および廃止後1年以上ドメインを廃止する事なく延長保有すること」とありますが、これは「廃止ドメインの第三者による悪用を避けるための要件」との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この要件から本システムでは「既存の鳥取県保有ドメイン範囲」だけではなく、新たに取得した「独自ドメイン」の利用が許されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	その通りです。
6	<p>業務仕様書「9 クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係るAPI開発 (1)」</p> <p>本システムにおいて「クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係るAPI開発」という項目があり詳細説明がありませんが、以下の理解でよろしいでしょうか。またこれ以外の範囲があれば教えてください。</p> <p>『API開発範囲の想定』</p> <p>(1)「データ連携基盤」とは、「鳥取県データ連携基盤 (http://cv-dip.tottori.jp/)」を示す。</p> <p>(2)「データ連携基盤に係るAPI開発」とは、「鳥取県データ連携基盤 API カタログサイト (https://devportal.cv-dip.tottori.jp/)」の仕様に従ったAPIを追加開発することを示す。</p> <p>(3)「データ連携基盤に係るAPI」とは、すでに構築済のサーバ上で稼働する「https://api.cv-dip.tottori.jp/orion/」上に追加する「外部情報公開するための公開API」と、本システム側で動作する「公開APIへデータ提供するための連携API」の二種類を開発することを示す。</p>	<p>(1)について、「データ連携基盤」とは御認識のとおりです。</p> <p>(2)の「APIカタログサイトの仕様に従ったAPIを追加開発」及び(3)前半の「外部情報公開するための公開API」は本業務の対象外です。</p> <p>本業務の対象は、「公開APIへデータ提供するための連携API」です。</p>

7	<p>業務仕様書「9 クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係る API 開発 (2)」</p> <p>「受注者が、対象データを提供するために必要な API 等に関する情報は、発注者から提供する」とありますが、API に関する仕様が不明瞭な為、見積が難しく検討用として受注前にこの情報をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書 9 (3) の記載のとおり FIWARE NGSI v2 仕様 (https://fiware-orion.letsfiware.jp/user/orion-api/) に準拠した仕様です。</p> <p>なお、受注前に提供することは想定していません。</p>
8	<p>業務仕様書「9 クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係る API 開発 (3)」</p> <p>「必要に応じてデータ連携基盤構築業者と協議すること」とありますが、その業者と連絡窓口を教えてください。また、その業者と事前協議は可能でしょうか。</p>	<p>データ連携基盤構築業者との協議は契約締結後を想定しています。</p>

<p>9</p>	<p>業務仕様書 8 の「(1) 傷病鳥獣又は不法投棄の通報」～「(3) クマの出没情報のシステムへの入力及び情報の管理」</p> <p>本システムの利用者やアクセス方法について、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(1) システムによる傷病鳥獣又は不法投棄の通報 利用者：一般の通報者 アクセス：インターネット経由（発見場所や自宅など）</p> <p>(2) システムによる傷病鳥獣又は不法投棄の通報内容の閲覧及び管理 利用者：所管課および所管出先機関の職員 アクセス：インターネット経由（職員 PC⇒仮想デスクトップ＋出先/自宅ではスマホ利用）</p> <p>(3) クマの出没情報のシステムへの入力および情報の管理 利用者：所管課および所管出先機関の職員、および市町村職員 アクセス：インターネット経由（職員 PC⇒仮想デスクトップ＋出先/自宅ではスマホ利用）</p>	<p>質問 (1) については、その通りです。</p> <p>質問 (2) 及び (3) の利用者については、その通りです。アクセスについては、仮想デスクトップからの使用を想定しないこととしたことから、PC、又はスマートフォンを使用し、一般的な WEB ブラウザ (Microsoft Edge、FireFox、Chrome) でアクセスします。</p>
<p>10</p>	<p>その他</p> <p>本システムにおける想定ユーザ数（一般利用者、職員）、および、取り扱う想定データ量（年間の通報件数、登録する熊出沒件数）について、目安的なものでよいので教えてください。</p>	<p>想定ユーザー数は、職員 75 名、一般ユーザー 400 名程度を想定しています。年間件数は傷病 400 件、クマ出沒は 200 件を考えています。</p>

<p>1 1</p>	<p>業務仕様書4の「(1) 傷病鳥獣又は不法投棄の通報及びクマの出没情報の入力システムの構築」、7の「(3) システム構成」</p> <p>4の(1)には「システムの稼動に必要なOS、ミドルウェアソフト等の調達」とありますが、7の(3)アに「対応OS」に関する記載があり同様に「上記7の(3)ア以外のパッケージソフトウェアソフトや各種ミドルウェア・ツール等のソフトウェア製品を用いる場合には、受注者においてそのソフトウェア製品の取得・納入・導入・設定等を実施すること。」とあります。</p> <p>7の(3)アに記載されている「対応OS」の中から必要なOSを選定し、受注者が調達するということでしょうか。</p> <p>あるいは、上記「対応OS」記載のOSであれば既に鳥取県クラウドサーバーにインストールされており、調達不要ということでしょうか。</p>	<p>7の(3)アに記載されている「対応OS」は、鳥取県クラウドサーバーの仕様を示したものです。必要なOSについては、4(1)イに記載のとおり受注者が調達します。</p> <p>ただし、Microsoft社のWindows ServerのOS及びSQL Serverを利用する場合、発注者と鳥取県クラウドサーバーサービス事業者の契約に基づきSPLAライセンスを使用するため、受注者においてサーバOSの調達及び導入作業をする必要はありません。</p>
<p>1 2</p>	<p>業務仕様書7の「(8) その他、構築付帯要件」</p> <p>「構築期間中は、問合わせや日常の運用支援に即時に対応できる体制を設けること。」とありますが、構築期間終了後の問い合わせや運用支援は本業務に含まず、必要に応じて別契約となる理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>